

国空機第 197 号

整理
番号

TCD-8200C-2-2021

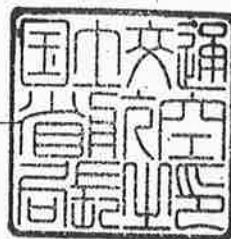
耐 空 性 改 善 通 報

令和 3 年 6 月 25 日

適用航空機の所有者各位

国土交通省航空局長

和 田 浩



1. 第 2 項の航空機又はその装備品等の安全性又は環境適合性を確保するため、第 3 項の整備又は改造作業等の実施が必要であると認められますので通報します。

なお、本通報による検査、修理、交換、改造等が実施されないときは、航空法第 14 条の 3 第 1 項に基づく整備改造命令を発出し、又は同法第 134 条第 2 項に規定された立入検査を実施のうえ、同法第 14 条の 3 第 2 項の規定により耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は同法第 10 条第 3 項（同法第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更する場合があります。

また、本通報により実施した作業については、同法第 58 条第 2 項に定めるとおり航空日誌に記載することが求められます。

2. 適用航空機

レオナルド（フィンメカニカ、アグスタ）式AW109SP、AB139、AW139及びAB412型、エアバス・ヘリコプターズ（ユーロコプター、アエロスパシアル）式AS365 N3、AS332 L2、EC225 LP、EC135及びEC635型並びにユーロコプター・ドイツ（メッサーシュミット・ベルコウ・ブローム）式MBB-BK117 C-2型：第3.1表に掲げられた部品番号（以下「P/N」という。）のグッドリッチ社製ホイスト（以下「ホイスト」という。）を装備したもの

3. 適用項目

ホイストのオーバーロード・クラッチが損傷することにより、荷物が落下し、地上の人の負傷に至る不具合を防止するため、既に実施した場合を除き、第 3.1 項～第 3.14 項に従うこと。

3.1 平成 28 年 6 月 17 日（耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日）以降のホイストの使用回数が 10 サイクル又は 13 リフトを超えない時期までに、以前の荷重試験において、1,500 ポンド（680kg）を超える負荷荷重（5 回の平均値）をケーブルにかけたか、整備記録にて確認すること。確認の結果、2 回以上の荷重試験で当該荷重を超える負荷荷重をかけている場合にあっては、第 3.1.1 項又は第 3.1.2 項のいずれか該当する時期までに、当該ケーブルを使用可能な良品と交換すること。なお、ケーブルの交換にあたっては、図 3.1 を参照すること。

3.1.1 3 回以上の荷重試験で当該荷重を超える負荷荷重をかけている場合にあっては、次回のホイスト使用時

3.1.2 2 回の荷重試験で当該荷重を超える負荷荷重をかけている場合にあっては、次回の荷重試験

第 3.1 表 本通報の適用を受けるグッドリッチ社製ホイストの P/N

全てのダッシュ・ナンバーを含む					
42315	44301-10-2	44301-10-6	44301-10-9	44311	44315
42325	44301-10-4	44301-10-7	44301-10-10	44312	44316
44301-10-1	44301-10-5	44301-10-8	44301-10-11	44314	44318

注1) ホイストの使用回数 (使用サイクル/リフト) の定義は、エアクラフト・メンテナンス・インストラクションズに掲げられている。ホイストの使用回数 (使用サイクル/リフト) については、エアクラフト・メンテナンス・インストラクションズで指定されるものが本通報に適用される。

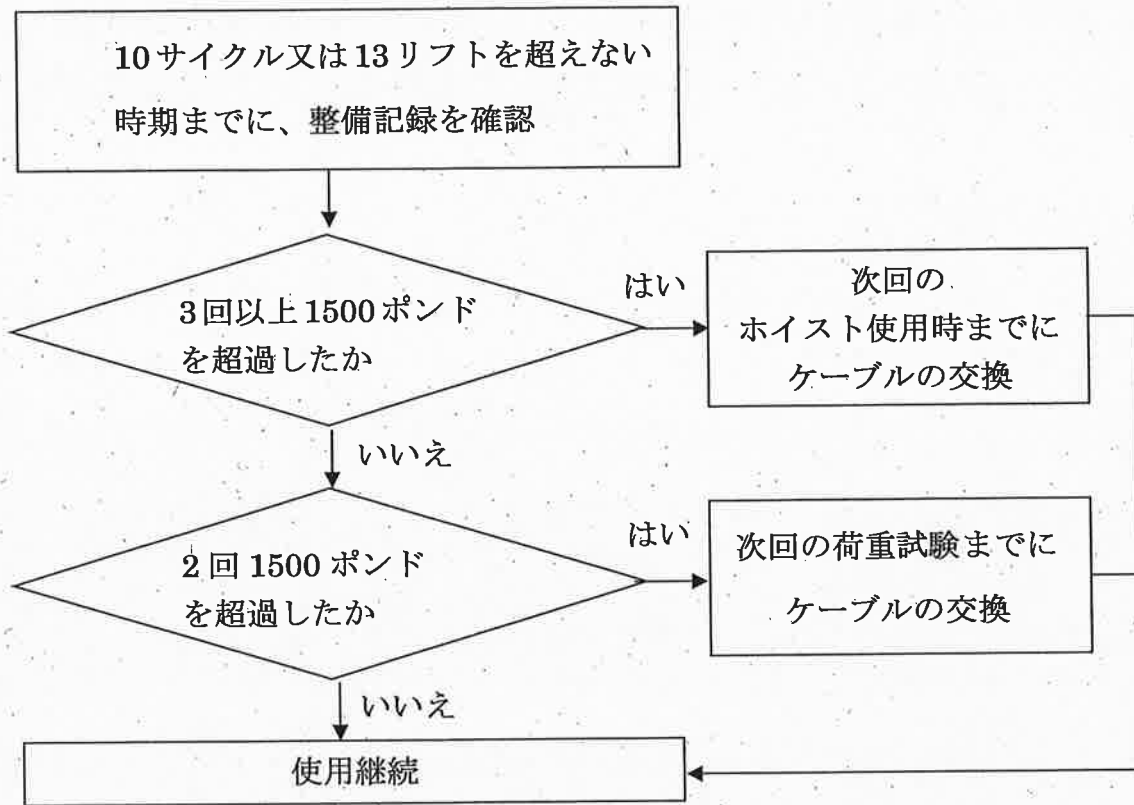


図 3.1 フローチャート

3.2 平成 28 年 6 月 17 日 (耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日) 以降の 30 日を超えない時期までに、機体の製造者 (型式証明保有者) 又はホイストの設計承認保有者 (追加型式設計承認保有者) (以下「TC ホルダー等」という。) が示す方法に従って、ホイストの初回荷重試験を実施すること。なお、平成 28 年 6 月 17 日 (耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日) 以前に耐空性改善通報 TCD-8200B-2015 に従って初回荷重試験を実施した場合にあっては、本項による初回荷重試験を実施したものとみなす。

3.3 第 3.2 項による初回荷重試験実施後、TC ホルダー等が指示する間隔又はホ

イストの使用サイクル若しくはリフトを超えない時期のうちいずれか早い時期までに、及びその後は TC ホルダー等が指示する間隔又はホイストの使用サイクル若しくはリフトを超えない間隔のうちいずれか短い間隔で、TC ホルダー等が示す方法に従って、ホイストの荷重試験を繰り返し実施すること。

3.4 第 3.2 項又は第 3.3 項による試験の結果、不合格となった場合にあっては、ホイストを不作動とするとともに、次回のホイスト使用時まで、第 3.2 表に掲げる使用可能な良品と交換すること。

第 3.2 表 使用可能なグッドリッチ社製ホイスト

P/N が第 3.1 表に掲げられていないホイスト

P/N が第 3.1 表に掲げられており、製造番号（以下「S/N」という。）の先頭が「4」で始まるホイストであって、新規製造後又は前回オーバーホール実施後の経過期間が 24 ヶ月未満又は使用回数が 1200 サイクル/1600 リフト未満であるオーバーロード・クラッチを装備したもの

AW139、AB139 及び AW109SP 型にあっては、P/N が第 3.1 表に掲げられており、S/N の先頭が「4」で始まるホイストであって、新規製造後又は前回オーバーホール実施後の経過期間が 36 ヶ月未満又は使用回数が 2600 リフト未満であるオーバーロード・クラッチを装備したもの。

当該交換の実施間隔は、最大 4 ヶ月まで遅らせることができる。ただし、新規製造後又は前回オーバーホール実施後の経過期間は、40 ヶ月を超過してはならない。また、当該ホイストの限界使用時間を超過して使用してはならない。

注 2) 新しい P/N のオーバーロード・クラッチを装備したホイストにあっては、S/N の先頭に「4」が付され、再識別される。例えば S/N が 00304 であるものを改修した場合にあっては S/N は 40304 となる。なお、当該改修はオーバーホール時に実施できる。

3.5 TC ホルダー等の示す方法が存在せず、第 3.2 項又は第 3.3 項による試験を

実施できない場合にあつては、平成 28 年 6 月 17 日（耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日）以降の次回のホイスト使用時まで、ホイストを取外すか又は不作動とすること。

3.6 古い P/N のオーバーロード・クラッチを装備したホイストについては、平成 26 年 9 月 26 日（耐空性改善通報 TCD-8200A-2014 の発効日）以降のホイストの使用回数が 1200 サイクル若しくは 1600 リフトを超えない時期又は第 3.3 表に掲げられた時期のうちいずれか早い時期までに、TC ホルダー等が指示する方法に従ってオーバーロード・クラッチを新しい P/N のものと交換する、又はホイストを取外すか若しくは不作動とすること。

第 3.3 表 ホイストの改修

ホイスト	実施期限
平成 27 年 9 月 26 日以前に新規製造又は前回オーバーホールが行われたオーバーロード・クラッチを装備したもの	平成 26 年 9 月 26 日（耐空性改善通報 TCD-8200A-2014 の発効日）後 36 ヶ月を超えない時期まで
平成 27 年 9 月 27 日以降に新規製造又は前回オーバーホールが行われたオーバーロード・クラッチを装備したもの	オーバーロード・クラッチの新規製造後又は前回オーバーホール実施後 24 ヶ月を超えない時期まで

3.7 第 3.4 表に掲げる時期のうちいずれか該当する時期までに、及びその後は第 3.4 表に掲げる間隔のうちいずれか該当する間隔で、当該ホイストを第 3.2 表に掲げる使用可能な良品と繰り返し交換すること。なお、交換にあたっては、第 3.8 項の装備要件に注意すること。なお、本項による交換を実施する代わりに、ホイストを取外すか又は不作動とし、ホイストの交換時期を延期してもよい。

第 3.4 表 ホイストの繰り返し交換

適用航空機	初回の交換実施時期 (第 3.6 項による改修実施 後のいずれか早い時期)	繰り返し間隔 (前回の交換実施後のいずれか 早い時期)
全ての型式	24 ヶ月、ホイストの使用 回数が 1200 サイクル若し くは 1600 リフト又は次回 のオーバーホール時	24 ヶ月又はホイストの使用回数 が 1200 サイクル若しくは 1600 リフト
AW139	36 ヶ月、ホイストの使用回 数が 2600 リフト又は次回 のオーバーホール時	36 ヶ月又はホイストの使用回数 が 2600 リフト
AB139 及び AW109SP 型	新規製造後又は前回オーバーホール実施後の交換実施間隔 は、最大 4 ヶ月まで遅らせることができる。ただし、第 3.6 項による改修実施後又は前回の交換実施後、40 ヶ月を超過し てはならない。また、当該ホイストの限界使用時間を超過し て使用してはならない。	

3.8 平成 28 年 6 月 17 日（耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日）以降の 12 ヶ月を経過した日以降、P/N が第 3.1 表に掲げられたホイストについては、第 3.2 表に掲げた使用可能な良品であって、かつ、第 3.2 項による荷重試験により問題ないことが確認されたものに限り、新たに機体に装備することができる。ただし、当該ホイスト装備後は、本通報による繰り返し処置を実施すること。

注 3) 一時的に取外したホイストを再度同一機体に装備する場合にあっては、本項の適用は受けない。

3.9 平成 28 年 6 月 17 日（耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日）以降の 30 日を超えない時期までに、飛行規程の限界事項の章を改訂し、以下の内容を反映すること。なお、以下の内容を記載したプラカードを、操縦士及びホイストを操作する者がよく見える位置に貼付することで代えてもよい。また、エア

バス・ヘリコプターズ（ユーロコプター、アエロスパシアル）式 AS365 N3、AS332 L2 及び EC225 LP 型にあっては、本通報の別添 1～3 のうちいずれか該当するものを飛行規程に挟み込むこととしてもよい。

プラカードの内容

ケーブルを延ばし、フックに荷重がかかった状態でのホイスト運用

最大許容バンク角は 20° とする。

警告：機体の鉛直軸とホイストの成す角が 15° を超えた場合

クラッチの滑りが発生する可能性がある。

注) オーバーロード・クラッチは過負荷のときに適切に機能しない可能性がある。

3.10 平成 28 年 6 月 17 日（耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日）以降の 30 日を超えない時期までに、飛行規程の限界事項の章を改訂し、第 3.10.1 項の内容を反映すること。なお、第 3.10.1 項又は第 3.10.2 項のうちいずれか該当する内容を記載したプラカードを、操縦士及びホイストを操作する者がよく見える位置に貼付することで代えてもよい。なお、エアバス・ヘリコプターズ（ユーロコプター、アエロスパシアル）式 AS365 N3、AS332 L2 及び EC225 LP 型にあっては、本通報の別添 4～6 のうちいずれか該当するものを飛行規程に挟み込むこととしてもよい。

3.10.1 第 3.10.1.1 項又は第 3.10.1.2 項のうちいずれか該当する内容

3.10.1.1 600 ポンド (272kg) 荷重のホイストにあっては、以下の内容

外気温が 0 °C より高い場合

最大ホイスト荷重 550 ポンド [249 kg]

外気温が 0 °C 以下の場合

最大ホイスト荷重 500 ポンド [227 kg]

3.10.1.2 500 ポンド (227kg) 荷重のホイストにあっては、以下の内容

外気温が- 20 °Cより高い場合

最大ホイスト荷重 450 ポンド [204 kg]

外気温が- 20 °C以下の場合

最大ホイスト荷重 400 ポンド [181 kg]

3.10.2 第 3.10.2.1 項又は第 3.10.2.2 項のうちいずれか該当する内容

3.10.2.1 600 ポンド (272kg) 荷重のホイストにあっては、以下の内容

OAT above 0° C : Maximum hoist load 550 lb [249 kg]

OAT at or below 0° C : Maximum hoist load 500 lb [227 kg]

3.10.2.2 500 ポンド (227kg) 荷重のホイストにあっては、以下の内容

OAT above -20° C : Maximum hoist load 450 lb [204 kg]

OAT at or below -20° C : Maximum hoist load 400 lb [181 kg]

3.11 平成 28 年 6 月 17 日 (耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日) 以降の 30 日を超えない時期までに、飛行規程の限界事項の章を改訂し、以下の内容を反映すること。飛行規程を改訂する代わりに、本通報の写しを飛行規程の限界事項の章に挟み込むことで代えてもよい。

最大ホイスト荷重を超えないことが明らかである場合 (小柄な人や子供をつり上げる場合等) を除いて、ホイストでつり上げられる人数は、2 人までである。

3.12 平成 28 年 6 月 17 日 (耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日) 以降、TC ホルダー等が示す方法において定める部分的なピールアウトが発生した場合にあっては、次回の飛行までに、当該ホイストを取外すか、不作動とし、又は次回のホイスト使用時まで、第 3.2 表に掲げる使用可能な良品と交換すること。なお、交換にあたっては、第 3.8 項の装備要件に注意すること。

3.13 平成 28 年 6 月 17 日 (耐空性改善通報 TCD-8200C-2016 の発効日) 以降、ケーブルを交換する場合にあっては、以前の荷重試験において 1,500 ポンド

(680kg) を超える負荷荷重がかかっていないことを確認したケーブルに限り、新たにホイスト又は機体に装備することができる。

3.14 本通報による処置を他の同等な方法で実施する場合には、航空局長の承認が必要である。ただし、EASA AD 2015-0226R4 に係る同等な方法として EASA の承認を受けている SB 等に従って処置を実施する場合（運用限界の変更を伴う場合を除く。）には、航空局長への届出でよい。

4. 備考

4.1 本通報は、令和 3 年 7 月 9 日から発効する。

4.2 本通報は、耐空性改善通報 TCD-8200C-1-2020（令和 2 年 3 月 25 日発効）の一部を改訂するものである。改訂部分は、本通報の下線部に対応し、下線を施さない部分は非改訂部分である。従って、非改訂部分については改訂前の通報による実施時期を基準として、検査、修理、交換、改造等を実施すること。

4.3 本通報は、EASA AD 2015-0226R5 による。

4.4 本通報の送付を受けた者は、参考配布を除き、令和 3 年 7 月 21 日までに、適用項目に関する実施状況を記載した報告書を、地方航空局先任航空機検査官又は空港事務所駐在航空機検査長に提出すること。記載要領、様式及び提出先については、航空機検査業務サーキュラーNo.3-003 に従うこと。

4.5 本通報による飛行規程の改訂は、航空機安全課長又は先任航空機検査官の承認が必要である。

4.6 エアバス・ヘリコプターズ・ドイツ・アラート・サービス・ブレティン MBB-BK117 C-2-85A-038 Revision 5（2015 年 11 月 18 日付け）及び同 Revision 6（2016 年 3 月 17 日付け）、エアバス・ヘリコプターズ・アラート・サービス・ブレティン MBB-BK117 C-2-85A-045（2015 年 11 月 18 日付け）、エアバス・ヘリコプターズ・アラート・サービス・ブレティン EC135-85A-058 Revision 6（2015 年 11 月 19 日付け）、同 Revision 7（2016 年 3 月 17 日付け）及び同 Revision 8（2016 年 5 月 17 日付け）、エアバス・ヘリコプターズ・アラート・サービス・ブレティン EC135-85A-064（2015 年 11 月 19 日付け）、エアバス・ヘリコプターズ・アラート・サービス・ブレティン AS365-25.01.25

Revision 6 (2015年11月19日付け) 及び同 Revision 7 (2016年3月17日付け)、エアバス・ヘリコプターズ・アラート・サービス・ブレティン AS365-25.01.65 (2015年11月19日付け) 及び同 Revision 1 (2016年5月24日付け)、エアバス・ヘリコプターズ・アラート・サービス・ブレティン AS332-25.02.70 Revision 6(2015年11月19日付け)及び同 Revision 7(2016年3月17日付け)、エアバス・ヘリコプターズ・アラート・サービス・ブレティン AS332-25.03.19 (2015年11月19日付け) 及び同 Revision 1 (2016年5月24日付け)、エアバス・ヘリコプターズ・アラート・サービス・ブレティン EC225-25A133 Revision 6 (2015年11月19日付け) 及び同 Revision 7 (2016年3月17日付け)、エアバス・ヘリコプターズ・アラート・サービス・ブレティン EC225-25A187 (2015年11月19日付け) 及び同 Revision 1 (2016年5月24日付け)、レオナルド・ボレティノ・テクニコ 139-443 (2015年11月19日付け) 及び同 Revision A (2016年4月21日付け) 並びにレオナルド・ボレティノ・テクニコ 109SP-100 (2015年9月19日付け) 及び同 Revision A (2016年4月21日付け) は本件に関するものである。

- 4.7 本通報の送付を受けた者で、当該航空機を所有しているが使用者が異なり、耐空性改善通報報告書を使用者から提出する場合には、直ちに本通報を使用者に回送すること。

2.5 操作の制限 は次の内容で更新される：

2.5 操作の制限

荷重が掛っている場合 および／または Cable の繰り出し時 または Cable が完全に巻き上げられていない時：

- ・ Hoist 操作員は Cable と荷重を常に注視しなければならない。
- ・ 旋回時の最大バンク角・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20°

警告

過大な荷重が HOOK にかかった場合やホイスト作動中に異常な飛行操作を行った場合には、Overload Clutch の滑りが発生する可能性がある。次の飛行までに関連するホイストのマニュアルに従って整備を行うこと。

注意

Overload Clutch の作動による Cable の滑りを防止する為に、Hook への過大な荷重はどのようなものでも避けるべきである。

- ・ Cable の揺れは最小にして、急激な飛行操作及び急速な旋回は避ける。
- ・ ホイストの高速作動中、ホイスト Cable の作動方向の急激な逆転や突然の停止は避けるべきである。

注) オーバーロード・クラッチは過負荷のときに適切に機能しない可能性がある。

操作の制限 は次の内容で更新される：

2.5 操作の制限

電動ホイスト：

旋回時の最大バンク角：つり下げ荷重があり、Cable が完全に巻き上げられていない
場合： 20°

警告 過大な荷重が HOOK にかかった場合やホイスト作動中に異常な飛行操作を行った場合には、Overload Clutch の滑りが発生する可能性がある。
次の飛行までに関連するホイストのマニュアルに従って整備を行うこと。

注意 Overload Clutch の作動による Cable の滑りを防止する為に、Hook への過大な荷重はどのようなものでも避けるべきである。
・ Cable の揺れは最小にして、急激な飛行操作及び急速な旋回は避ける。
・ ホイストの高速作動中、ホイスト Cable の作動方向の急激な逆転や突然の停止は避けるべきである。

注) オーバーロード・クラッチは過負荷のときに適切に機能しない可能性がある。

油圧ホイスト：

旋回時の最大バンク角：つり下げ荷重の有無に関わらず、Cable が完全に巻き上げられていない場合： 25°

2.3.2 操作の制限 は次の内容で更新される：

2.3.2 操作の制限

電動ホイスト：

旋回時の最大バンク角：Cable が完全に巻き上げられていない場合：・・・・・・20°

警告

過大な荷重が HOOK にかかった場合やホイスト作動中に異常な飛行操作を行った場合には、Overload Clutch の滑りが発生する可能性がある。次の飛行までに関連するホイストのマニュアルに従って整備を行うこと。

注意

Overload Clutch の作動による Cable の滑りを防止する為に、Hook への過大な荷重はどのようなものでも避けるべきである。

- ・ Cable の揺れは最小にして、急激な飛行操作及び急速な旋回は避ける。
- ・ ホイストの高速作動中、ホイスト Cable の作動方向の急激な逆転や突然の停止は避けるべきである。

注) オーバーロード・クラッチは過負荷のときに適切に機能しない可能性がある。

2.3.2 操作の制限 は次の内容で更新される：

2.3.2 操作の制限

電動ホイスト：

旋回時の最大バンク角：Cable が完全に巻き上げられていない場合：・・・・・・ 20°

警告

過大な荷重が HOOK にかかった場合やホイスト作動中に異常な飛行操作を行った場合には、Overload Clutch の滑りが発生する可能性がある。次の飛行までに関連するホイストのマニュアルに従って整備を行うこと。

注意

Overload Clutch の作動による Cable の滑りを防止する為に、Hook への過大な荷重はどのようなものでも避けるべきである。

- ・ Cable の揺れは最小にして、急激な飛行操作及び急速な旋回は避ける。
- ・ ホイストの高速作動中、ホイスト Cable の作動方向の急激な逆転や突然の停止は避けるべきである。

注) オーバーロード・クラッチは過負荷のときに適切に機能しない可能性がある。

2.3.2 操作の制限 は次の内容で更新される：

2.3.2 操作の制限

電動ホイスト：

回転時の最大バンク角：Cable が完全に巻き上げられていない場合：・・・・・・20°

警告

過大な荷重が HOOK にかかった場合やホイスト作動中に異常な飛行操作を行った場合には、Overload Clutch の滑りが発生する可能性がある。次の飛行までに関連するホイストのマニュアルに従って整備を行うこと。

注意

Overload Clutch の作動による Cable の滑りを防止する為に、Hook への過大な荷重はどのようなものでも避けるべきである。

- ・ Cable の揺れは最小にして、急激な飛行操作及び急速な旋回は避ける。
- ・ ホイストの高速作動中、ホイスト Cable の作動方向の急激な逆転や突然の停止は避けるべきである。

注) オーバーロード・クラッチは過負荷のときに適切に機能しない可能性がある。

油圧ホイスト：

回転時の最大バンク角：Cable が完全に巻き上げられていない場合：・・・・・・25°

2.3.2 操作の制限 は次の内容で更新される：

2.3.2 操作の制限

電動ホイスト：

回転時の最大バンク角：Cable が完全に巻き上げられていない場合：・・・・・・20°

警告

過大な荷重が HOOK にかかった場合やホイスト作動中に異常な飛行操作を行った場合には、Overload Clutch の滑りが発生する可能性がある。次の飛行までに関連するホイストのマニュアルに従って整備を行うこと。

注意

Overload Clutch の作動による Cable の滑りを防止する為に、Hook への過大な荷重はどのようなものでも避けるべきである。

- ・ Cable の揺れは最小にして、急激な飛行操作及び急速な旋回は避ける。
- ・ ホイストの高速作動中、ホイスト Cable の作動方向の急激な逆転や突然の停止は避けるべきである。

注) オーバーロード・クラッチは過負荷のときに適切に機能しない可能性がある。

油圧ホイスト：

回転時の最大バンク角：Cable が完全に巻き上げられていない場合：・・・・・・25°

2.4 Winch 荷重は次の内容で更新される：

2.4 Winch 荷重

OAT による最大荷重は下表の値になる：

	OAT ≤ 0°C	OAT > 0°C
Maximum hoist load	227 kg (500 lb)	249 kg (550 lb)

承認された最大機外つり下げ荷重 は次の内容で更新される：

2.2.2 承認された最大機外つり下げ荷重

電動ホイスト：

OAT による最大荷重は下表の値になる：

	OAT \leq 0 °C	OAT $>$ 0 °C
Max. hoist load	500 lb (227 kg)	550 lb (249 kg)

油圧ホイスト：

ホイスト 操作員用 Heat Shield 下部に貼付されている表示プレートを参照のこと。

2.2.2 承認された機外つり下げ荷重 は次の内容で更新される：

2.2.2 承認された最大機外つり下げ荷重

OAT による最大荷重は下表の値になる：

	OAT \leq 0°C	OAT $>$ 0°C
Max. hoist load	227 kg (500 lb)	249 kg (550 lb)

2.2.2 承認された機外つり下げ荷重 は次の内容で更新される：

2.2.2 承認された最大機外つり下げ荷重

OAT による最大荷重は下表の値になる：

	OAT \leq 0°C	OAT > 0°C
Max. hoist load	227 kg (500 lb)	249 kg (550 lb)

2.2.2 承認された機外つり下げ荷重 は次の内容で更新される：

2.2.2 承認された最大機外つり下げ荷重

電動ホイスト：

OAT による最大荷重は下表の値になる：

	OAT ≤ 0°C	OAT > 0°C
Max. hoist load	227 kg (500 lb)	249 kg (550 lb)

油圧ホイスト：

272 kg (600 lb)

2.2.2 承認された機外つり下げ荷重 は次の内容で更新される：

2.2.2 承認された最大機外つり下げ荷重

電動ホイスト：

OAT による最大荷重は下表の値になる：

	OAT \leq 0°C	OAT > 0°C
Max. hoist load	227 kg (500 lb)	249 kg (550 lb)

油圧ホイスト：

272 kg (600 lb)